

平成29年6月
平成29年第2回栃木市議会定例会
議 案 書

栃 木 市

番 号	件 名	
報告第 2号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	1
報告第 3号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	5
報告第 4号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	9
報告第 5号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	13
報告第 6号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	17
報告第 7号	専決処分事項の報告について（損害賠償の額の決定について）	21
報告第 8号	平成28年度栃木市一般会計継続費繰越計算書	26
報告第 9号	平成28年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書	28
報告第10号	平成28年度栃木市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書	34
報告第11号	平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書	36
報告第12号	放棄した債権の報告について	38
報告第13号	栃木市土地開発公社の平成29事業年度事業計画書の提出について	39
報告第14号	一般財団法人栃木市農業公社の平成29年度事業計画書の提出について	40
報告第15号	株式会社観光農園いわふねの平成29年度事業計画書の提出について	41
議案第54号	市長の専決処分事項の承認について （栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）	42
議案第55号	市長の専決処分事項の承認について（栃木市税条例の一部を改正する条例）	46
議案第56号	市長の専決処分事項の承認について（指定管理者の指定）	53
議案第57号	市長の専決処分事項の承認について（指定管理者の指定）	55

議案第58号	市長の専決処分事項の承認について（損害賠償額の額の決定）	57
議案第59号	平成29年度栃木市一般会計補正予算（第1号）	別冊
議案第60号	平成29年度栃木市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）	別冊
議案第61号	平成29年度栃木市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第1号）	別冊
議案第62号	栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について	60
議案第63号	栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について	66
議案第64号	栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について	74
議案第65号	栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について	76
議案第66号	字の廃止並びに町及び字の区域の変更について	86
議案第67号	工事請負契約の締結について	89
議案第68号	財産の取得について	90
議案第69号	財産の取得について	91
議案第70号	財産の無償貸付けについて	92
議案第71号	財産の処分について	94
議案第72号	財産の処分について	95
議案第73号	財産の処分について	96
議案第74号	栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	97
議案第75号	小山市への栃木県南地方卸売市場に関する事務の委託について	99
議案第76号	人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて	107

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年2月9日

栃木市長 鈴木俊美

平成29年1月4日、栃木市平井町地内市道2065（209）号線上において発生した下水道管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市万町地内居住者

2 損害賠償の額

230,328円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

地方自治法抜粋

(議会の委任による専決処分)

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

市長の専決処分事項の指定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次の事項については、これを市長において専決処分することができる。

記

- 1 1件100万円以下の法律上市の義務に属する損害賠償の額を定めること。
- 2 以下略

【事故発生場所】

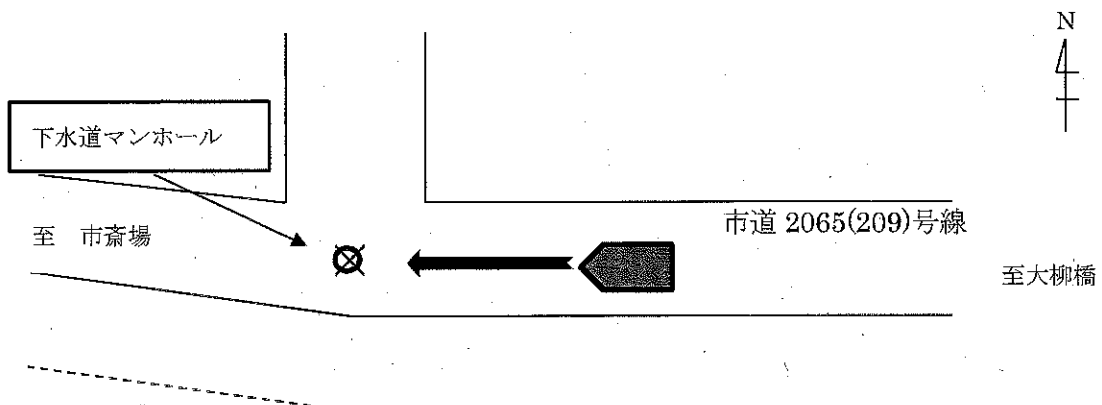


※ 上記の地図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#17/36.366454/139.712127/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0;010u0t0z0r0f0>)

を加工して作成したもの。

【事故発生状況】 栃木市平井町地内



下水道マンホールと周辺の舗装との間に段差があったため、マンホール上を通過した車両の下部が接触し、変速機（トランスミッション）を破損した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年3月15日

栃木市長 鈴木俊美

平成29年2月21日、栃木市万町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

宇都宮市内居住者

2 損害賠償の額

112,056円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

報告第2号と同じ。

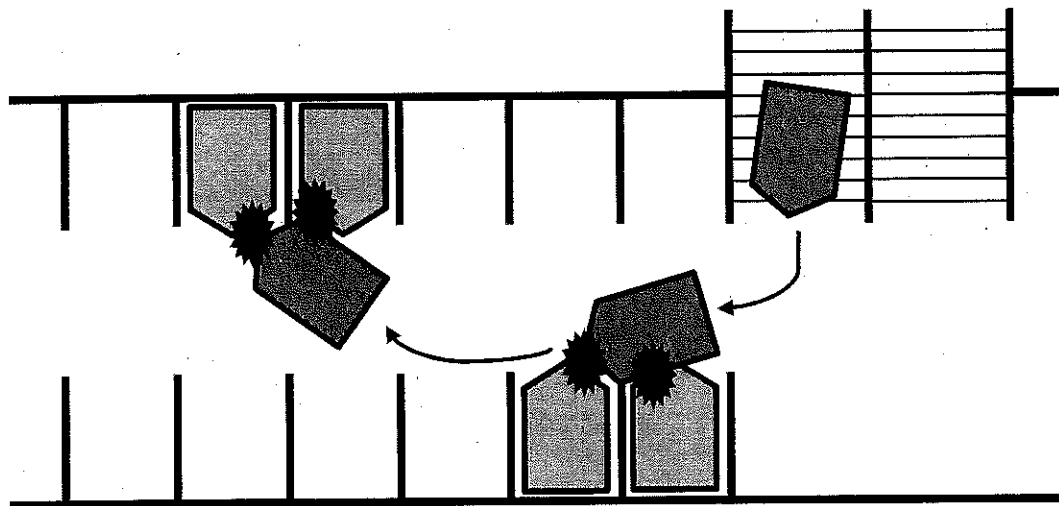
【事故発生場所】



※ 上記の地図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#17/36.381935/139.733600/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0l0u0t0z0r0f0>)
を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



立体駐車場から出庫する際にアクセル及びブレーキの操作を誤り、駐車中の車両4台に衝突した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

栃木市長 鈴木俊美

平成29年2月21日、栃木市万町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市都賀町地内居住者

2 損害賠償の額

82,706円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

報告第2号と同じ。

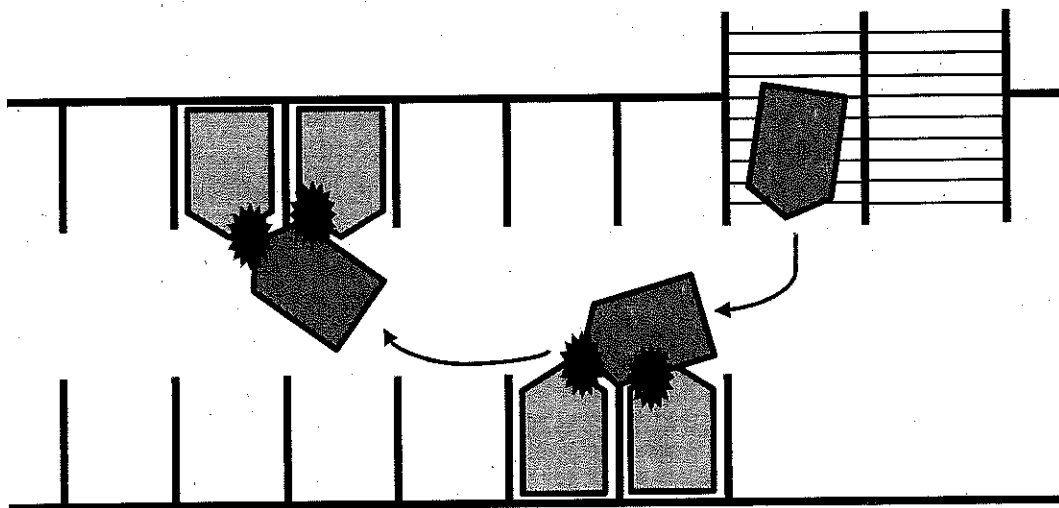
【事故発生場所】



※ 上記の地図は、国土地理院ウェブサイト

(<https://maps.gsi.go.jp/#17/36.381935/139.733600/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0l0u0t0z0r0f0>)
を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



立体駐車場から出庫する際にアクセル及びブレーキの操作を誤り、駐車中の車両4台に衝突した。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年2月28日

栃木市長 鈴木俊美

平成28年12月20日、栃木市大平町蔵井地内市道1001(0157)号線上において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市箱森町地内居住者

2 損害賠償の額

135,432円

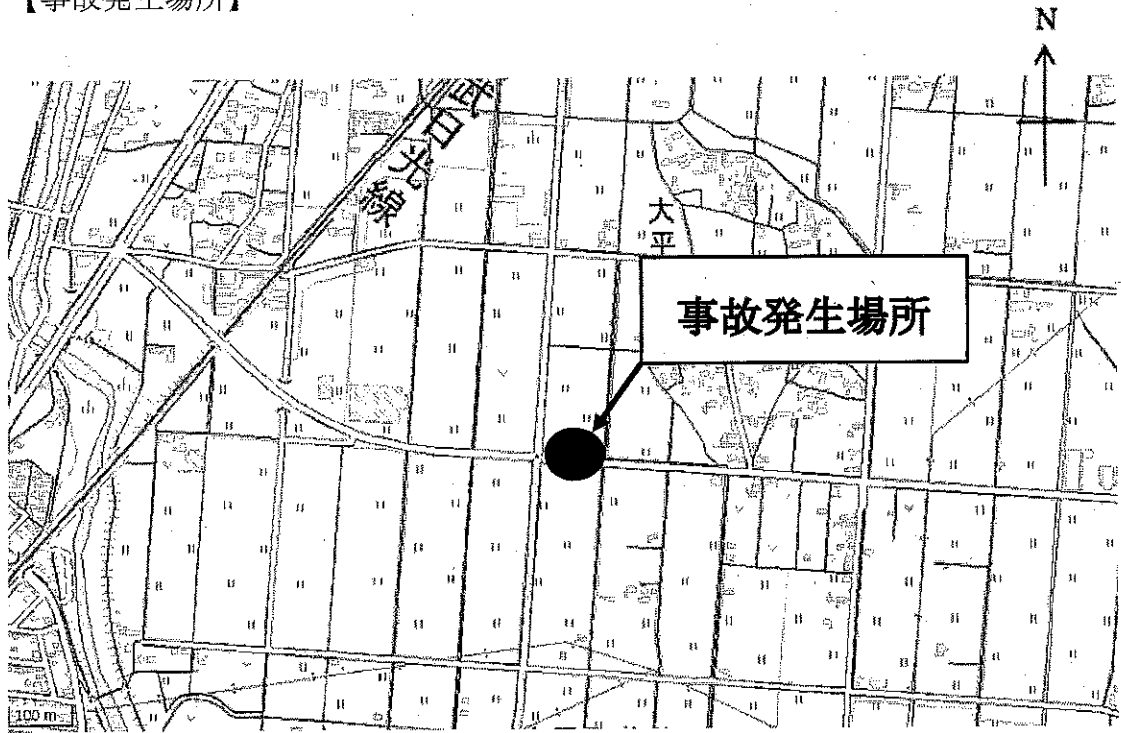
3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

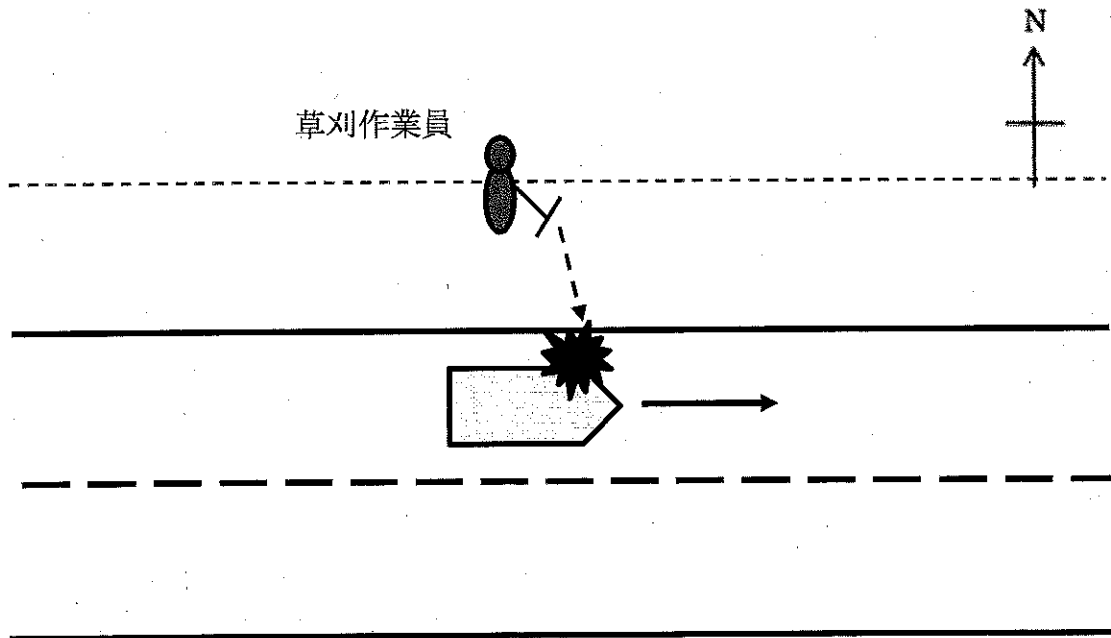
報告第 2 号と同じ。

【事故発生場所】



※ 上記の地図は、国土地理院ウェブサイト
(<https://maps.gsi.go.jp/#17/36.353646/139.721310/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0l0u0t0z0r0f0>)
を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



草刈り作業中に市道1001号線を東に向かって走行していた乗用車に飛び石があり、車両の前方左前窓及びボディーを損傷させてしまった。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年5月1日

栃木市長 鈴木俊美

平成29年3月25日、栃木市藤岡町大田和地内市道2130（F25）号線上において発生した道路管理に関する物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市藤岡町地内居住者

2 損害賠償の額

134,814円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

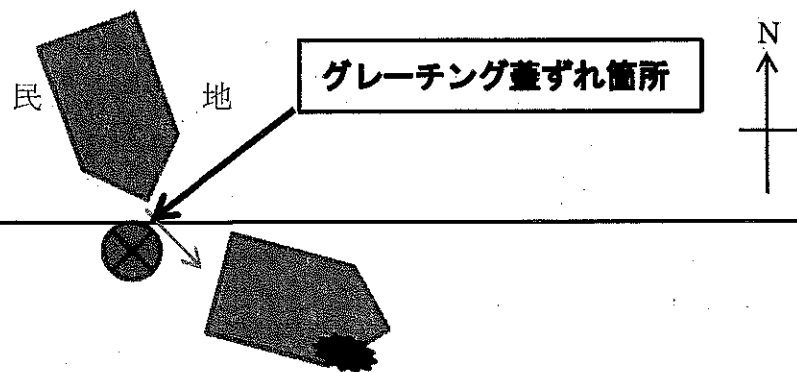
報告第2号と同じ。

【事故発生場所】



※上記の地図は、国土地理院ウェブサイト
(<https://maps.gsi.go.jp/#16/36.299044/139.632733/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c1j0l0u0f0>)
を加工して作成したものです。

【事故発生状況】



民有地から市道に出る際、グレーチングがはずれ、バンパー等を損傷してしまった。

専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年5月15日

栃木市長 鈴木俊美

平成29年2月21日、栃木市万町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市大平町地内居住者

2 損害賠償の額

347,630円

3 賠償の条件

市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

[参照条文]

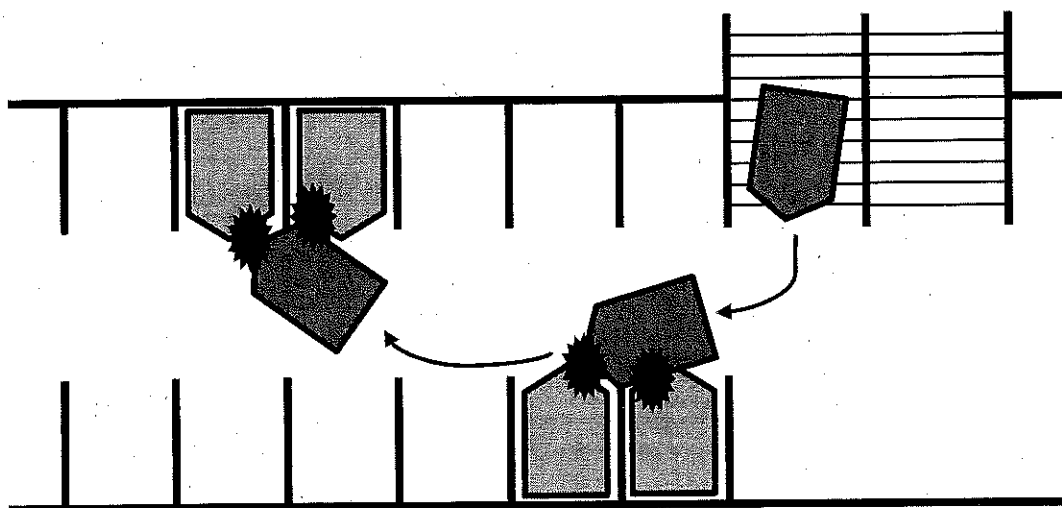
報告第2号と同じ。

【事故発生場所】



※ 上記の地図は、国土地理院ウェブサイト
(<https://maps.gsi.go.jp/#17/36.381935/139.733600/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0l0u0t0z0r0f0>)
を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



立体駐車場から出庫する際にアクセル及びブレーキの操作を誤り、駐車中の車両4台に衝突した。

平成28年度栃木市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費 の総額	平成28年度継続費予算現額		
				予算 計上額	前年度 繰越額	計
3 民生費	2 児童福祉費	いりふね・そのべ保育園統合整備事業	円 698,269,000	円 553,961,000	円	円 553,961,000
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道D311号線外道路新設改良事業(栃木仲方)	円 265,000,000	円 213,000,000	円	円 213,000,000
合 計			963,269,000	766,961,000		766,961,000

支出済額 及び支出 見込額	残 額	翌年度 繰次 繰越額	左 の 財 源 内 訳			
			繰 越 金	特 定 財 源		
				国県支出金	地 方 債	そ の 他
円 134,870,000	円 419,091,000	円 419,091,000	円 24,635,000	円 196,456,000	円 198,000,000	円
円 211,965,200	円 1,034,800	円 1,034,800	円 134,800	円	円 900,000	円
円 346,835,200	円 420,125,800	円 420,125,800	円 24,769,800	円 196,456,000	円 198,900,000	

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成28年度栃木市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	渡良瀬遊水地シンボル施設整備事業	155,449,000 円
	3 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付事業	12,448,000
3 民生費	1 社会福祉費	臨時福祉給付金（経済対策分）給付事業	474,916,000
		老人福祉施設等整備事業補助金	240,748,000
	2 児童福祉費	認定こども園施設整備補助金	232,426,000
6 農林水産業費	1 農業費	首都圏農業確立対策補助事業	64,781,000
		県単独農業農村整備事業（栃木）	3,100,000
		農業基盤整備促進事業（大平）	857,000
		農地耕作条件改善事業（大平）	4,064,000
		農業基盤整備促進事業（岩舟）	800,000
	2 林業費	治山林道管理費（栃木）	17,650,000
7 商工費	1 商工費	横山郷土館外国人旅行者受入環境整備事業	27,594,000
		山車会館外国人旅行者受入環境整備事業	31,633,000
8 土木費	1 土木管理費	バリアフリー推進事業	7,334,000
		建築指導事業	1,800,000
	2 道路橋りょう費	スマートIC整備事業	10,516,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円	円	円	円	円	円
155,449,000		50,000,000	50,000,000		55,449,000
12,448,000		12,448,000			
461,780,000		461,780,000			
122,550,000		122,550,000			
232,426,000		177,517,000	49,400,000		5,509,000
64,781,000		64,781,000			
2,222,000		899,000			1,323,000
857,000					857,000
4,064,000					4,064,000
800,000					800,000
17,650,000					17,650,000
25,541,000		8,513,000	15,400,000		1,628,000
30,873,000		9,765,000			21,108,000
0					
1,800,000		900,000			900,000
10,515,000		3,417,000	3,500,000		3,598,000

款	項	事業名	金額
8 土木費	2 道路橋りょう費	市道A 1号線交通安全施設整備事業（栃木入舟町）	17,696,000
		市道F 6号線道路改良事業（藤岡富吉1区）	42,970,000
		市道O-5'27号線歩道整備事業（大平新）	5,056,000
		市道107号線交通安全施設整備事業（本町・城内町1丁目）	9,000,000
		市道T①-208号線道路改良事業（都賀家中）	7,150,000
		市道T②-442号線外道路改良事業（都賀家中）	6,449,000
		市道T②-402号線外道路改良事業（都賀家中）	3,002,000
		市道O-30・O-1号線道路改良事業（大平下皆川）	126,387,000
		市道I 388号線道路改良事業（岩舟静）	4,743,000
		市道I 139号線道路改良事業（岩舟静）	27,182,000
		市道233号線（永宮橋）橋りょう整備事業（栃木野中町）	26,280,000
	市道O-430号線（堀ノ内橋）橋りょう整備事業（大平）	6,325,000	
	3 河川費	排水路整備事業	4,000,000
	4 都市計画費	新大平下駅前地区土地区画整理事業	160,335,000
9 消防費	1 消防費	消防団機械器具置場等整備事業	30,284,000
10 教育費	2 小学校費	小学校洋式トイレ改修事業	516,479,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
17,696,000		9,634,000	7,200,000		862,000
42,970,000		23,138,500	17,800,000		2,031,500
4,718,000		2,505,500	1,900,000		312,500
5,426,100			4,800,000		626,100
2,144,000			1,900,000		244,000
2,326,600			2,000,000		326,600
1,959,500			1,700,000		259,500
19,680,000		2,356,500	15,500,000		1,823,500
4,743,000					4,743,000
27,182,000		1,403,600			25,778,400
26,280,000		13,354,000	11,600,000		1,326,000
6,325,000			5,500,000		825,000
4,000,000			3,000,000		1,000,000
151,944,700		76,844,000	67,600,000		7,500,700
30,284,000			28,700,000		1,584,000
516,154,000		128,179,000	387,200,000		775,000

款	項	事業名	金額
10 教育費	3 中学校費	東陽中学校敷地拡張整備事業	272,007,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設 災害復旧費	道路橋りょう災害復旧事業（平成27年9月 豪雨災害）	15,820,000
合 計			2,567,281,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				一般財源
	既収入 特定財源	未収入特定財源			
		国県支出金	地方債	その他	
272,007,000		20,000,000	200,200,000		51,807,000
11,767,000					11,767,000
2,291,362,900		1,189,985,100	874,900,000		226,477,800

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成28年度栃木市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
2 公共下水道費	1 公共下水道費	公共下水道建設事業	円 245,000,000
合 計			245,000,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地 方 債	そ の 他	
円 205,000,000	円	円 70,000,000	円 121,600,000	円	円 13,400,000
205,000,000		70,000,000	121,600,000		13,400,000

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

平成28年度栃木市千塚町上川原産業団地特別会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額
1 産業団地造成事業費	1 産業団地造成事業費	千塚町上川原産業団地造成事業	円 102,814,000
合 計			102,814,000

翌年度 繰越額	左 の 財 源 内 訳				
	既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
		国県支出金	地方債	その他	
円 102,760,000	円	円	円 102,700,000	円	円 60,000
102,760,000			102,700,000		60,000

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

放棄した債権の報告について

栃木市債権管理条例（平成24年栃木市条例第37号）第15条第1項の規定により、市の債権について、次のとおり放棄したので、同条第2項の規定により議会に報告する。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

債権放棄調書

債権の名称 (担当部課)	債権の額 (円)	放棄した事由	放棄決定日	債権の件数 (件)
水道料金（建設水道部水道業務課）	1,367,605	第2号（時効完成）	平成29年3月29日	153
小計	1,367,605			153
市営住宅使用料（都市整備部住宅課）	2,001,590	第2号（時効完成）	平成29年3月29日	15
小計	2,001,590			15
学童保育事業費負担金（こども未来部子育て支援課）	26,000	第2号（時効完成）	平成29年3月29日	4
小計	26,000			4
合計	3,395,195			172

栃木市土地開発公社の平成29事業年度事業計画書の提出につ
いて

栃木市土地開発公社の平成29事業年度事業計画書を地方自治法（昭和2
2年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出す
る。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

一般財団法人栃木市農業公社の平成29年度事業計画書の提出
について

一般財団法人栃木市農業公社の平成29年度事業計画書を地方自治法（昭和22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出する。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

株式会社観光農園いわふねの平成29年度事業計画書の提出に
ついて

株式会社観光農園いわふねの平成29年度事業計画書を地方自治法（昭和
22年法律第67号）第243条の3第2項の規定により別添のとおり提出
する。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

市長の専決処分事項の承認について

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分書

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

栃木市長 鈴木俊美

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第23号

栃木市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

栃木市国民健康保険税条例（平成22年栃木市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第23条第2号中「265,000円」を「270,000円」に改め、同条第3号中「480,000円」を「490,000円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の栃木市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以降の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

市長の専決処分事項の承認について

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

平成 29 年 6 月 9 日提出

栃木市長 鈴木俊美

専決第3号

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定に関する専決処分書

栃木市税条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により別紙のとおり専決処分する。

平成29年3月31日

栃木市長 鈴木俊美

栃木市税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成 29 年 3 月 31 日

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第24号

栃木市税条例の一部を改正する条例

栃木市税条例（平成22年栃木市条例第64号）の一部を次のように改正する。

附則第16条第1項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表の中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第2項中「規定する」を「掲げる」に、「において」を「には」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第3項中「規定する」を「掲げる」に、「次項」を「以下この条（第5項を除く。）」に、「において、」を「には、」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条第4項中「規定する」を「掲げる」に、「において」を「には」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第82条第2号ア」を「第2号ア」に改め、同条に次の3項を加える。

5 法附則第30条第6項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第2項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

6 法附則第30条第7項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車に

対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- 7 法附則第30条第8項第1号及び第2号に掲げる3輪以上の軽自動車（前項の規定の適用を受けるものを除く。）に対する第82条の規定の適用については、当該軽自動車平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成30年度分の軽自動車税に限り、当該軽自動車平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には平成31年度分の軽自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第16条の2を次のように改める。

（軽自動車税の賦課徴収の特例）

第16条の2 市長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、3輪以上の軽自動車前条第2項から第7項までの規定の適用を受ける3輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）

後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

4 第2項の規定の適用がある場合における第19条の規定の適用については、同条中「納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とあるのは、「附則第16条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該3輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があったときは、その延長された納期限」とする。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の栃木市税条例の規定中軽自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の軽自動車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

- 2 市長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを栃木市税条例第83条第2項の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下この条において「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下この条において同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る3輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（栃木市税条例第87条及び第88条の規定を除く。）を適用する。
- 3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

市長の専決処分事項の承認について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

指定管理者の指定に関する専決処分書

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年4月3日

栃木市長 鈴木俊美

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称

栃木市栃木文化会館

栃木市大平文化会館

栃木市藤岡文化会館

栃木市都賀文化会館

2 指定管理者に指定する団体

所在地 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号

名称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス

代表者 代表取締役 橋本 鉄司

3 指定期間

平成29年4月3日から平成31年3月31日まで

市長の専決処分事項の承認について

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定により議会の承認を求める。

平成 29 年 6 月 9 日提出

栃木市長 鈴木俊美

指定管理者の指定に関する専決処分書

指定管理者の指定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年4月3日

栃木市長 鈴木俊美

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第6項の規定により、次のとおり指定管理者を指定する。

- 1 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称
栃木市岩舟文化会館
- 2 指定管理者に指定する団体
所在地 東京都港区虎ノ門二丁目2番5号
名称 株式会社ケイミックスパブリックビジネス
代表者 代表取締役 橋本 鉄司
- 3 指定期間
平成29年4月3日から平成31年3月31日まで

市長の専決処分事項の承認について

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定により議会の承認を求める。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

損害賠償の額の決定に関する専決処分書

損害賠償の額の決定について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により次のとおり専決処分する。

平成29年5月22日

栃木市長 鈴木俊美

平成29年2月21日、栃木市万町地内において発生した公用車による物損事故について、市の義務に属する損害賠償の額を次のとおり決定する。

1 賠償の相手方

栃木市樋ノ口町地内居住者

2 損害賠償の額

1,827,544円

3 賠償の条件

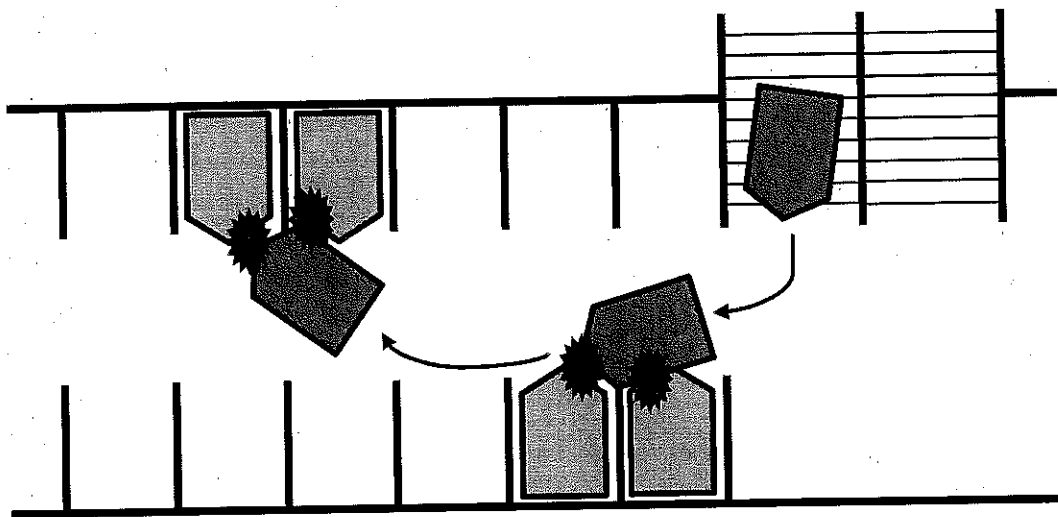
市から賠償金を相手方に支払い、今後この事件に関し、双方異議、請求の申立てをしない。

【事故発生場所】



※ 上記の地図は、国土地理院ウェブサイト
(<https://maps.gsi.go.jp/#17/36.381935/139.733600/&base=std&ls=std&disp=1&vs=c0j0l0u0t0z0r0f0>)
を加工して作成したもの。

【事故発生状況】



立体駐車場から出庫する際にアクセル及びブレーキの操作を誤り、駐車中の
車両4台に衝突した。

栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例の制定について

栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市防犯カメラの設置及び運用に関する条例

(目的)

第1条 この条例は、防犯カメラの設置及び運用に関し必要な事項を定めることにより、市民等の権利利益を保護するとともに、安全安心で快適に暮らせるまちづくりに資することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 公共の場所 道路、公園、広場その他規則で定める場所で、不特定多数の者が利用し、又は通行する場所をいう。
- (2) 防犯カメラ 犯罪を防止するため、公共の場所に向けて、特定の場所に継続的に設置されたビデオカメラその他の撮影機器であって、録画する機能を有するものをいう。
- (3) 市民等 市内に住所を有する者及び市内に通勤し、通学し、若しくは滞在する者又は市の区域を通過する者をいう。
- (4) 画像データ 防犯カメラにより撮影され、記録された電磁的記録（電子的方式、磁氣的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録をいう。）であって、当該電磁的記録の画像から特定の個人を識別することができるものをいう。

(届出)

第3条 次に掲げるもののうち防犯カメラを設置しようとするもの（以下「設置者」という。）は、防犯カメラの設置及び運用に関する規約（以下「設

置運用規約」という。)を定め、規則で定めるところにより、これを市長に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条の2に規定する地縁による団体及びこれに類する団体
- (2) その他市長が必要と認めるものとして規則で定めるもの

2 前項の規定により設置の届出をしたものは、防犯カメラを廃止したときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

（設置運用基準）

第4条 前条に規定する設置運用規約には、次に掲げる事項を定めなければならない。

- (1) 防犯カメラの設置場所、設置台数及び撮影対象区域に関すること。
- (2) 防犯カメラの設置の表示に関すること。
- (3) 画像データの保管期間、保管方法及び廃棄方法に関すること。
- (4) 管理責任者の設置及び取扱者の指定に関すること。
- (5) その他適正な設置及び運用に関し規則で定める事項

（管理責任者）

第5条 設置者は、防犯カメラの管理及び運用を適切に行うために、防犯カメラ管理責任者（以下「管理責任者」という。）を置かなければならない。

（取扱者の指定）

第6条 管理責任者は、設置された防犯カメラの機器の操作を行う者（以下「取扱者」という。）を指定することができる。

（防犯カメラの操作）

第7条 管理責任者及び取扱者以外の者は、設置された防犯カメラの機器の操作を行ってはならない。ただし、緊急かつやむを得ない場合は、管理責

任者の許可を得て、管理責任者及び取扱者以外の者が操作を行うことができる。

- 2 前項ただし書の規定により防犯カメラの機器の操作を行った者は、その操作の内容を管理責任者に報告しなければならない。

(表示)

第8条 設置者は、撮影対象区域ごとの見やすい場所に、防犯カメラを設置している旨及び設置者の名称を表示しなければならない。

(画像データの管理)

第9条 設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 設置運用規約に従い、適正な管理及び運用を図ること。
- (2) 画像データから知り得た市民等の情報を他に漏らさないこと。
- (3) 画像データの複製、印刷、編集又は加工をしないこと。ただし、次条ただし書に定める場合を除く。
- (4) 画像データの表示又は保存をする場合において、電気通信回線と接続している電子計算機を使用するときは、画像データの漏えい、改ざん等の防止のための措置を講ずること。
- (5) 画像データを記録した媒体は、施錠された場所で厳重に保管すること。
- (6) 規則で定める保管期間を経過した画像データは、重ね撮り等により速やかに消去し、又は記録媒体の破砕により復元することができないよう適切に処理すること。

(画像データの目的外利用等の禁止)

第10条 設置者等は、画像データを防犯カメラの設置目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、次の各号のいずれかに

該当するときは、この限りでない。

- (1) 画像データから識別される特定の個人の同意を得ているとき。
- (2) 法令に定めがあるとき。
- (3) 個人の生命、身体又は財産の安全を守るため、緊急かつやむを得ないと認めるとき。

(苦情の処理)

第11条 設置者及び管理責任者は、防犯カメラの設置及び運用に関して市民等から苦情があったときは、適切かつ迅速な処理に努めなければならない。

2 市民等は、設置者及び管理責任者が前項の規定による苦情（第3条から前条までの規定に違反する行為に係るものに限る。）について適切な措置を講じなかったときは、市長に対し苦情を申し出ることができる。

3 市長は、前項の規定による申出があったときは、適切かつ迅速な処理をするよう努めなければならない。

(報告)

第12条 市長は、必要があると認めるときは、設置者等に対し、その管理する防犯カメラの管理及び運用について、報告を求めることができる。

(指導及び勧告)

第13条 市長は、第3条から第5条まで及び第7条から第10条までの規定に違反する行為があると認めるときは、当該違反行為の中止その他違反を是正するために必要な措置を講ずるよう指導し、又はその指導に従わなかったときは勧告することができる。

(公表)

第14条 市長は、前条の規定による勧告をした場合において、当該勧告を

受けた者が正当な理由なくその勧告に従わなかったときは、規則で定めるところにより、その事実を公表することができる。

- 2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、前条の規定による勧告を受けた者に意見を述べる機会を与えなければならない。

(市が設置する防犯カメラの取扱い)

第15条 市は、第4条各号に掲げる事項を定めて、防犯カメラを設置することができる。

- 2 市が設置する防犯カメラの管理及び運用については、第5条から第9条までの規定を準用する。この場合において、第5条及び第8条中「設置者」とあるのは「市」と、第9条中「設置者、管理責任者及び取扱者（以下「設置者等」という。）」とあるのは「市、管理責任者及び取扱者」と読み替えるものとする。

- 3 前項の規定により読み替えて準用する第5条から第9条までの規定に定めるもののほか、画像データの取扱いについては、栃木市個人情報保護条例（平成22年栃木市条例第21号）の定めるところによる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成29年7月1日から施行する。

栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例の制定について

栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市中小企業・小規模企業の振興に関する条例

栃木市は、首都圏の北部に位置し、江戸時代後期から商都として栄えた歴史的・文化的風土があり、産業活動の基盤となる土地や水資源に恵まれていることから、機械や食品をはじめとする工場や新旧の商店などが数多く立地している。

それらの多くは、中小企業者であり、地域との密接な関係のなかで事業を展開し、地域経済を支え、雇用を創り出してきた。

しかしながら、少子高齢化や人口減少の急速な進展、経済のグローバル化、都市部と地方の格差の拡大等により、中小企業者は、困難な経営環境に置かれており、とりわけ経営基盤のぜい弱な小規模企業者は、いままでに経験したことのない厳しい経営環境に置かれている。

このようななかにおいて、本市の豊かな自然、歴史及び文化に育まれた知識、技術技能、経験、ネットワークなどの経営資源を有し、かつ、地域経済を支えている中小企業者の事業の継続及び発展は欠かすことのできないものであり、中小企業者、関係機関等、市民及び市が一丸となって、その振興を図ることが必要である。

ここに、それぞれが果たすべき役割を明らかにし、連携して中小企業・小規模企業の振興を図り、本市経済の未来に向けた持続的な発展を実現するため、この条例を制定する。

(目的)

第1条 この条例は、中小企業・小規模企業の振興に関する基本理念、市の責務等の基本的な事項を定めることにより、中小企業・小規模企業の振興

に必要な施策を計画的かつ総合的に推進し、もって本市経済の発展及び市民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業・小規模企業の振興 中小企業者の多様で活力ある成長発展及び小規模企業者の事業の持続的な発展を図ることをいう。
- (2) 中小企業者 中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項に規定する中小企業者であって、市内に事務所又は事業所（以下「事務所等」という。）を有するものをいう。
- (3) 小規模企業者 中小企業者のうち、常時使用する従業員の数が20人（商業又はサービス業に属する事業を主たる事業として営む者については、5人）以下の事業者をいう。
- (4) 商工団体 商工会議所及び商工会であって、市内に所在するものをいう。
- (5) 金融機関 銀行及び信用金庫であって、市内に所在するもの並びに株式会社日本政策金融公庫その他の政府系金融機関及び信用保証協会であって、栃木県内に所在するものをいう。
- (6) 大企業者 中小企業者以外の事業者（金融機関を除く。）であって、市内に事務所等を有するものをいう。
- (7) 教育機関 大学、高等学校、中学校、小学校、専門学校、公共職業能力開発施設及び研究機関であって、市内に所在するものをいう。
- (8) 労働団体 労働組合であって、市内に事務所等を有するもの及び労働組合の連合団体であって、栃木県内に事務所等を有するものをいう。

- (9) 関係機関等 第4号から前号までに掲げるものその他中小企業・小規模企業の振興に寄与する機関等をいう。

(基本理念)

第3条 中小企業・小規模企業の振興は、次に掲げる基本理念に基づき推進されるものとする。

- (1) 中小企業者は、地域経済を支え、雇用を創出する等、本市の発展及び市民生活の向上に資する重要な経済主体であるという認識に基づき振興を図ること。
- (2) 中小企業者が経済社会情勢の変化に対応して事業の発展を図るための自主的な努力を基本として振興を図ること。
- (3) 中小企業者、関係機関等、市民及び市が連携を図りながら振興を図ること。
- (4) 中小企業者が供給する原材料、製品、サービス等が地域経済の好循環と内発的発展をもたらすよう、その積極的な利用の促進を図ること。
- (5) 自然環境、歴史、伝統文化、産業基盤、農業、観光、人材、技術技能その他の地域資源が有効に活用されるよう振興を図ること。
- (6) 地域経済を活性化し、発展させるよう、創業を積極的に支援すること。
- (7) 特に小規模企業者については、多様な需要にきめ細かく対応できるなど、その特徴を生かすとともに、経営資源の不足や経営のせい弱性を補い、事業の持続的な発展が図られるよう配慮しつつ振興を図ること。

(市の責務)

第4条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を計画的かつ総合的に実施するものとする。

- 2 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する国、栃木県及び関係機関等

の支援策について、その情報を適切に中小企業者に提供するよう努めるものとする。

3 市は、関係機関等と連携を図り、それぞれが実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策が円滑かつ効果的に推進されるよう努めるものとする。

4 市は、工事の発注、物品及び役務の調達等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注の機会の増大に努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第5条 中小企業者は、経済社会情勢の変化に対応してその事業の発展を図るため、自主的にその経営の改善及び向上に努めるものとする。

2 中小企業者は、地域における雇用機会の創出並びに従業員の労働環境の整備及び福利厚生の上昇に努めるものとする。

3 中小企業者は、その事業活動を通じて地域の振興に努めるとともに、自然環境及び生活環境に配慮するよう努めるものとする。

(商工団体の役割)

第6条 商工団体は、中小企業・小規模企業の振興に主体的に取り組むとともに、市が実施する中小企業・小規模企業の振興に関する施策に協力するよう努めるものとする。

2 商工団体は、中小企業者の多様な需要に対応するため、当該商工団体の組織力の強化を図るとともに職員の業務遂行能力の向上に努めるものとする。

3 商工団体は、創業に対し積極的な支援に努めるものとする。

(金融機関の役割)

第7条 金融機関は、中小企業者の円滑な資金調達並びに経営の改善及び向

上に協力するよう努めるものとする。

2 金融機関は、創業に対し積極的な支援に努めるものとする。

(大企業者の役割)

第8条 大企業者は、中小企業者の地域社会及び地域経済に果たす役割の重要性について理解を深め、中小企業者との連携及びその振興に努めるものとする。

(教育機関の役割)

第9条 教育機関は、勤労及び職業に対する意識の啓発を図り、中小企業・小規模企業の振興の担い手となる人材の育成に努めるとともに、中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(労働団体の役割)

第10条 労働団体は、中小企業者の地域社会及び地域経済に果たす役割の重要性について理解を深め、労働環境の整備、労働者の福利厚生の上等を通じて、中小企業・小規模企業の振興に努めるものとする。

(市民の役割)

第11条 市民は、中小企業者が地域経済と雇用を支える重要な存在であるということについて理解を深めるとともに、中小企業者が供給する製品及びサービスの利用を通じて中小企業・小規模企業の振興に協力するよう努めるものとする。

(財政上の措置)

第12条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(中小企業・小規模企業の振興に関する指針)

第13条 市は、中小企業・小規模企業の振興に関する指針（以下「指針」

という。)を定めなければならない。

2 指針には、次に掲げる事項を定めるものとする。

- (1) 中小企業・小規模企業の振興に関する基本的な方針
- (2) 中小企業・小規模企業の振興に関する施策に係る事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、中小企業・小規模企業の振興に関し必要な事項

3 市は、指針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。

(中小企業・小規模企業の振興に関する基本的施策)

第14条 市は、次に掲げる施策を講ずるものとする。

- (1) 中小企業者による経営の改善及び向上の促進を図るための施策
- (2) 中小企業者の事業活動に必要な資金が円滑に供給されるための施策
- (3) 中小企業者による伝統的技能等の継承の支援並びに新たな技術、製品及び役務の開発の促進を図るための施策
- (4) 中小企業者による地域資源を活用した事業活動の促進を図るための施策
- (5) 中小企業者による販路の開拓の促進を図るための施策
- (6) 中小企業による従業員の福利厚生の実施の促進並びに従業員の身体及び精神の健康の維持及び向上を図るための施策
- (7) 中小企業者の事業活動を担う人材(後継者を含む。)の育成及び確保を図るための施策
- (8) 創業の促進を図るための施策
- (9) 中小企業者の事業の承継の円滑化を図るための施策
- (10) 農商工連携(農林水産業者と商工業者が相互に連携、協力を図りながら行う新商品の研究開発、新事業の創出等をいう。)及び産学官連携

(中小企業者、関係機関等、栃木県及び市が相互に連携、協力を図りながら行う新技術の研究開発、新事業の創出等をいう。)の促進を図るための施策

(11) 災害が発生した場合等における中小企業者の事業の継続が円滑に行われるための施策

(小規模企業者への配慮)

第15条 市は、小規模企業者の経営に関する相談、指導、研修等に係る体制を整備するとともに、小規模企業者の事業活動を支援するために必要な施策を講ずるものとする。

2 市は、関係機関等が実施する小規模企業者の振興に関する取組に対し、必要な施策を講ずるものとする。

(栃木市中小企業・小規模企業振興審議会)

第16条 中小企業・小規模企業の振興に関する施策を計画的かつ総合的に推進するに当たり、必要な事項を審議するため、栃木市中小企業・小規模企業振興審議会を置く。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

栃木市保育所条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市保育所条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市保育所条例の一部を改正する条例

栃木市保育所条例（平成22年栃木市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第2条の表栃木市いりふね保育園の項を次のように改める。

栃木市くらのまち保育園	栃木市入舟町6番1号
-------------	------------

第2条の表栃木市そのべ保育園の項を削る。

附 則

この条例は、平成30年4月1日から施行する。

栃木市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

栃木市手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木市条例第 号

栃木市手数料条例の一部を改正する条例

栃木市手数料条例（平成22年栃木市条例第68号）の一部を次のように改正する。

別表第2の44の項中「（次項に規定する審査を除く。）」を削り、同項の1の(1)中「基準」の次に「（以下この項において「低炭素建築物誘導基準」という。）」を加え、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は」を削り、「登録住宅性能評価機関」の次に「又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号）第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を加え、同項の1の(2)のウの(ウ)中「非住宅部分」の次に「（標準入力法・主要室入力法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）」を加え、同項の1の(2)のウ中(ウ)を(エ)とし、(イ)の次に次のように加える。

(ウ) 非住宅部分（モデル建物法（低炭素建築物誘導基準であって、市長が指定するものをいう。次項において同じ。）を用いるものに限る。）について、次に掲げる床面積の合計に係る場合の区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額

a 300平方メートル以内の場合 80,000円

b 300平方メートルを超え2,000平方メートル以内の場合 130,000円

c 2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以内の場合

210,000円

d 5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内の場合 280,000円

e 10,000平方メートルを超え25,000平方メートル以内の場合 340,000円

f 25,000平方メートルを超える場合 400,000円

別表第2の45の項の1の(2)のウの(ウ)中「非住宅部分」の次に「(モデル建物法を用いるものに限る。)」を加え、同項の1の(2)のウ中(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分(標準入力法・主要室入力法を用いるものに限る。)について、前項の右欄の1の(2)のウの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

別表第2の49の項の1中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する」、「(以下この項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)」及び「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は」を削り、「登録住宅性能評価機関」の次に「又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を加え、同項の2の(5)のオ及びカ中「(建築物エネルギー消費性能基準であつて、市長が指定するものをいう。)」を削り、同項を同表の52の項とし、同表の48の項の1の(2)のウの(ウ)中「非住宅部分」の次に「(モデル建物法を用いるものに限る。)」を加え、同項の1の(2)のウ中(エ)を(オ)とし、(ウ)の次に次のように加える。

(エ) 計画の認定を受けた非住宅部分(標準入力法・主要室入力法を用

いるものに限る。) について、前項の右欄の1の(2)のウの(エ)に規定する金額の2分の1に相当する金額

別表第2の48の項を同表の51の項とし、同表の47の項中「(平成27年法律第53号)」を削り、同項の1の(1)中「エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関又は」を削り、「登録住宅性能評価機関」の次に「又は建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関」を加え、同項の1の(2)のウの(ウ)及び(エ)中「をいう」の次に「。次項において同じ」を加え、同項を同表の50の項とし、同表の46の項の次に次のように加える。

<p>47 建築物 のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能適合性判定</p>	<p>建築物 エネルギー消費性能適合性判定手数料</p>	<p>次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>1 非住宅部分の全部を工場、倉庫、危険物の貯蔵若しくは処理に供するもの、水産物の増殖場若しくは養殖場、卸売市場、火葬場又はと畜場、汚染処理場、ごみ焼却場その他の処理施設(次項及び49の項において「工場、倉庫等」という。)の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額</p> <p>(1) モデル建物法(建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第2条第3号に規定する建築物エネルギー消費性能基準(以下こ</p>
--	----------------------------------	---

の項及び52の項において「建築物エネルギー消費性能基準」という。)であって、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び52の項において同じ。)を用いる場合次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合 35,000円

イ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 87,000円

ウ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 130,000円

エ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 160,000円

オ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 200,000円

(2) 標準入力法・主要室入力法(建築物エネルギー消費性能基準であって、市長が指定するものをいう。以下この項、次項及び52の項において同じ。)を用いる場合 次に掲げる

場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合 39,000円

イ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合 94,000円

ウ 床面積の合計が5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満の場合 130,000円

エ 床面積の合計が10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満の場合 170,000円

オ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 210,000円

2 1に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

(1) モデル建物法を用いる場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額

ア 床面積の合計が2,000平方メートル未満の場合 130,000円

イ 床面積の合計が2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満の場合

210,000円

ウ 床面積の合計が5,000平方メートル

以上10,000平方メートル未満の場合

280,000円

エ 床面積の合計が10,000平方メートル

以上25,000平方メートル未満の場合

340,000円

オ 床面積の合計が25,000平方メートル

以上の場合 400,000円

(2) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合

次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に

定める金額

ア 床面積の合計が2,000平方メートル

未満の場合 330,000円

イ 床面積の合計が2,000平方メートル

以上5,000平方メートル未満の場合

480,000円

ウ 床面積の合計が5,000平方メートル

以上10,000平方メートル未満の場合

590,000円

エ 床面積の合計が10,000平方メートル

以上25,000平方メートル未満の場合

700,000円

		オ 床面積の合計が25,000平方メートル以上の場合 800,000円
48 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定	建築物エネルギー消費性能確保計画の変更に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定手数料	次に掲げる建築物エネルギー消費性能適合性判定の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 1 非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に供する建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) モデル建物法を用いる場合 前項の右欄の1の(1)に規定する金額の2分の1に相当する金額 (2) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 前項の右欄の1の(2)に規定する金額の2分の1に相当する金額 2 1に掲げる建築物以外の建築物に係る建築物エネルギー消費性能適合性判定 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 (1) モデル建物法を用いる場合 前項の右欄の2の(1)に規定する金額の2分の1に相当する金額 (2) 標準入力法・主要室入力法を用いる場合 前項の右欄の2の(2)に規定する金額の2分の1に相当する金額

<p>4 9 建築物 のエネルギー 消費性能 の向上に関 する法律第 1 2 条第 2 項に規定す る建築物エ ネルギー消 費性能確保 計画（同条 第 1 項又は 第 2 項の規 定に基づく 建築物エネ ルギー消費 性能適合性 判定を受け たものに限 る。）の軽 微な変更で あることの 証明の申請</p>	<p>建築物 エネル ギー消 費性能 確保計 画の軽 微な変 更であ ること の証明 の申請 に対す る審査 手数料</p>	<p>次に掲げる建築物の区分に応じ、それぞれ次に定 める金額</p> <p>(1) 非住宅部分の全部を工場、倉庫等の用途に 供する建築物 4 7 の項の右欄の 1 に規定 する金額の 2 分の 1 に相当する金額</p> <p>(2) (1) に掲げる建築物以外の建築物 4 7 の 項の右欄の 2 に規定する金額の 2 分の 1 に 相当する金額</p>
---	--	--

に対する審 査		
------------	--	--

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例の施行の際現に建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下「建築物省エネ法」という。）附則第6条の規定による改正前のエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関から交付されている基準に適合することを証する書類については、この条例の施行の日以後に建築物省エネ法第15条第1項に規定する登録建築物エネルギー消費性能判定機関から交付された基準に適合することを証する書類とみなして、改正後の栃木市手数料条例別表第2の44の項、45の項及び50の項から52の項までの規定を適用する。

字の廃止並びに町及び字の区域の変更について

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条第1項の規定に基づき、別紙変更調書のとおり本市内の字の廃止並びに町及び字の区域の変更をするものとし、その期日は、同法施行令(昭和22年政令第16号)第179条の規定により、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)第103条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日とするものとする。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

変 更 調 書

変 更 前			変 更 後
町 名	字	地 番	町 名
千塚町	犬 塚	303 の 1、303 の 2 及びこれらの区域に隣接する水路である公有地の全部	千塚町
	庚申塚	304 から 324 まで、325 の 1、325 の 2、326、327 の 3、329、329 の 2、330 の 1、330 の 2、331、331 の 2、332 の 1、332 の 2、333、333 の 2、334、336 から 345 まで、348 の 1、348 の 2、349 から 351 まで、352 の 1、352 の 2、353 から 355 まで、356 の 1、356 の 2、357、358 の 1、358 の 2、359 の 2、360 から 362 まで、363 の 1、363 の 2、364、503 の 2、504 の 2 から 504 の 4 まで、513 の 2、1481、1481 の 2 から 1481 の 4 まで、1486、1487 の 1、1488 の 1、1490、1491、1508 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の全部	
	上川原	366 の 1 から 366 の 10 まで、367 の 1 から 367 の 3 まで、368 の 1 から 368 の 3 まで、369、370、370 の 2、371、371 の 2、372 の 1、372 の 2、373 から 377 まで、378 の 2、379 の 1、379 の 2、380 から 383 まで、384 の 1、384 の 2、384 の 4、385 の 1、385 の 2、386 の 1 から 386 の 5 まで、387 の 1、388、389 の 1、389 の 2、390、391、392 の 1、392 の 2、393 の 1、393 の 2、394 の 1、394 の 2、395、396 の 1、396 の 2、397 から 399 まで、400 の 1 から 400 の 3 まで、401 の 1 から 401 の 3 まで、402、403 の 1 から 403 の 3 まで、404 の 1 から 404 の 7 まで、405、406、407 の 1、407 の 2、408 の 1、408 の 2、409 から 411 まで、412 の 1、413、414 の 1 から 414 の 3 まで、415 の 1 から 415 の 3 まで、416、1518 の 1 から 1518 の 3、1519 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部	
	阿寺倉	417 の 1 から 417 の 3 まで、418 から 421 まで、422 の 1、422 の 2、423 から 458 まで、459 の 1、459 の 2、460 から 469 まで、470 の 1、470 の 2、471 から 473 まで、474 の 1、474 の 2、475 から 502 まで、503 の 1、504 の 1、505 の 1、505 の 2、506 から 511 まで、512 の 1、512 の 2、513 の 1、514 から 522 まで、522 の 2、523 から 526 まで、526 の 2、527 から 534 まで、535 の 1、536、537、537 の 2、538 から 548 まで、1480、1492、1493 及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等である国有地、公有地の全部	
一ノ沢	1107 に隣接する道路である公有地の一部		

	台 下	549 から 552 まで、553 の 1、553 の 2、555 から 560 ま で及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路等であ る公有地の全部
	台	599、600、603 から 607 まで、1495 及びこれらの区域 に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部、並 びに 561、562、字阿寺倉 429 に隣接する道路、水路等 である公有地の一部
	北 沢	608 から 615 まで、615 の 2、616 から 625 まで、627 の 1、627 の 2、628、629、629 の 2、630 から 632 まで、 633 の 1、633 の 2、634 から 639 まで、640 の 1、640 の 2、641、642、1496、1509、1510 及びこれらの区域 に隣接介在する道路、水路等である公有地の全部
	貫 井	655、656、657 の 1、658 の 1、662 及びこれらの区域に 隣接介在する道路である公有地の全部、並びに 643 の 1、643 の 3 に隣接する道路、水路等である公有地の全 部
	寺ノ内	668 の 6 に隣接する道路、水路等である公有地の全部
尻内町	川 入	69 の 2、70 の 1、71、72 及びこれらの区域に隣接する 道路、水路である公有地の全部

工事請負契約の締結について

次により工事請負契約を締結することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

- | | |
|----------|--|
| 1 契約の目的 | 旧栃木市役所本庁舎等解体工事 |
| 2 契約の方法 | 事後審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 契約金額 | 171,072,000円 |
| 4 契約の相手方 | 栃木市尻内町691番地1
坂本・日向野特定建設工事共同企業体
代表者 坂本産業株式会社
代表取締役 坂本 和則 |

財産の取得について

庁用大型バスとして、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の表示 | 庁用大型バス 1台 |
| 2 | 取得の方法 | 事前審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 31,901,040円 |
| 4 | 取得相手 | 小山市神鳥谷4-1-49
栃木いすゞ自動車株式会社 小山営業所
小山営業所長 中澤 年之 |

財産の取得について

消防ポンプ自動車として、次の財産を取得することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

- | | | |
|---|--------|--|
| 1 | 財産の表示 | 消防ポンプ自動車 2台 |
| 2 | 取得の方法 | 事前審査型条件付き一般競争入札 |
| 3 | 取得予定価格 | 27,000,000円 |
| 4 | 取得相手 | 小山市大字喜沢1394番地
合資会社 渡辺商店
代表社員 渡辺 圭一 |

財産の無償貸付けについて

栃木県南地方卸売市場の敷地及び施設として、次の財産を無償で貸し付けることについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 財産の表示

(1) 土地

小山市大字下河原田字川福地954番 宅地 5072.00㎡
外59筆
98,780.64㎡

(2)主である建物・附属建物・設備・附属施設

主である建物（中央棟）				附属建物			
1階	13,632.74 m ²			花 き 棟	1階	1,765.25 m ²	
	卸売場	青果	4,786.00 m ²			卸売場	877.20 m ²
		水産	604.80 m ²			仲卸売場	165.60 m ²
	仲卸売場	青果	2,076.80 m ²		買荷保管施設等	722.45 m ²	
		水産	2,171.84 m ²		458.00 m ²		
関連店舗等		3,993.30 m ²	2階	卸売業者事務所	458.00 m ²		
4,404.07 m ²				冷蔵倉庫	青果	105.00 m ²	
卸売業者事務所	1,768.65 m ²				水産	1,087.50 m ²	
仲卸業者事務所	1,975.32 m ²			作業所・倉庫(青果倉庫他)		528.99 m ²	
関連業者事務所等	660.10 m ²		守衛所・車庫・ゴミ集積所		342.08 m ²		
3階	1,183.05 m ²			設備・附属施設			
	管理事務所	893.95 m ²		設備	機械・電気通信・給排水等		
	共用施設等	289.10 m ²		附属施設	舗装 30,182.00 m ² 他 1式		

2 栃木市の持分 10000分の2909

(小山市、栃木市、下野市、壬生町及び野木町の共有)

3 無償で貸付けする期間

平成29年10月1日から平成34年9月30日まで

4 無償貸付けの相手方 神奈川県平塚市紅谷町17番2号

荒井商事株式会社

代表取締役社長 荒井 亮三

5 無償貸付けの条件

無償で貸付ける敷地及び施設は、栃木県南地方卸売市場として使用するものとし、他の目的に供してはならない。

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	田他4地目	43,430.39 m ²	栃木市千塚町字庚申塚363番2 他154筆

- 2 売却の方法 随意契約による売却
- 3 売却予定価格 651,455,850円
- 4 売却相手 東京都千代田区神田錦町三丁目19番地1
不二ラテックス株式会社
代表取締役 伊藤 研二

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	田他3地目	16,833.98 m ²	栃木市千塚町字上川原385番2 他54筆

- 2 売却の方法 随意契約による売却
- 3 売却予定価格 242,409,312円
- 4 売却相手 北海道恵庭市戸磯201番地9
株式会社健信
代表取締役 酒井 信男

財産の処分について

次の財産を売却することについて、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

1 財産の表示

種別	地目	面積	所在
土地	田他1地目	16,741.00 m ²	栃木市千塚町字阿寺倉479番 他47筆

- 2 売却の方法 随意契約による売却
- 3 売却予定価格 240,253,658円
- 4 売却相手 東京都練馬区石神井町二丁目8番6号
大陽ステンレス・スプリング株式会社
代表取締役 塚谷 豊

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定により、栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年栃木県指令市町村第864号）を次のとおり変更することについて、関係地方公共団体と協議するものとする。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

栃木県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約

栃木県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年栃木県指令市町村第864号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項中「別表第2左欄に定める区分に応じ、同表右欄に掲げる人数」を「別表第2に掲げる人数」に改める。

別表第2を次のように改める。

別表第2（第8条関係）

市 町 名	人 数
宇都宮市	3人
足利市 栃木市 佐野市 鹿沼市 小山市 那須塩原市	各2人
日光市 真岡市 大田原市 矢板市 さくら市 那須烏山市 下野市 上三川町 益子町 茂木町 市貝町 芳賀町 壬生町 野木町 塩谷町 高根沢町 那須町 那珂川町	各1人

附 則

この規約は、地方自治法第291条の3第1項の規定による栃木県知事の許可のあった日から施行する。

小山市への栃木県南地方卸売市場に関する事務の委託について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、平成29年10月1日から栃木県南地方卸売市場に関する事務を小山市に委託することについて、次のように規約を定め、同条第3項において準用する同法第252条の2の2第3項の規定により議会の議決を求める。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

小山市と栃木市との栃木県南地方卸売市場に関する事務の委託に関する規約
(別添のとおり)

小山市と栃木市の栃木県南地方卸売市場に関する事務の委託に関する協議書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定により、平成29年10月1日から、別紙の規約により、栃木市の栃木県南地方卸売市場に関する事務を小山市に委託する。

平成29年 月 日

栃木県小山市中央町1丁目1番1号

小山市長 大久保 寿夫

栃木県栃木市万町9番25号

栃木市長 鈴木 俊美

小山市と栃木市との栃木県南地方卸売市場に関する事務の委託に関する規約
(委託事務の範囲)

第1条 栃木市は、次に掲げる事務（以下「委託事務」という。）の管理及び執行を小山市に委託する。

(1) 別表1に掲げる土地並びに別表2に掲げる主である建物、附属建物、設備及び附属施設の管理行為（保存行為及び改良行為に限る。）

(2) 財政融資資金借入金に係る元利金の償還
(管理及び執行)

第2条 委託事務の管理及び執行については、小山市の条例、規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによる。

(経費の負担及び予算の執行)

第3条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、栃木市が負担するものとし、栃木市は、あらかじめ、これを小山市に交付するものとする。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、小山市長と栃木市長が協議して定める。この場合において、小山市長は、あらかじめ、委託事務に要する経費の見積に関する書類（事業計画案その他財政計画の参考となるべき書類を含む。）を栃木市長に通知しなければならない。

(予算の計上)

第4条 小山市長は、委託事務の管理及び執行にかかる収入及び支出については、栃木県南地方卸売市場特別会計歳入歳出予算において計上するものとする。

(使用料等)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する使用料等の収入は、全て小山市の収入とし、第3条第1項に規定する経費に充てるものとする。

(予算の繰越し)

第6条 小山市長は、各年度において、委託事務の管理及び執行にかかる予算に残額があるときは、これを翌年度における委託事務の管理及び執行に要する経費として繰り越して支出するものとする。この場合において、小山市長は、繰越金の生じた理由を付記した計算書を当該年度の出納閉鎖後速やかに栃木市長に通知しなければならない。

(決算の措置)

第7条 小山市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第6項の規定により決算の要領を公表するときは、併せて当該決算の委託事務に関する部分を栃木市長に通知するものとする。

（条例等制定等の措置）

第8条 小山市長は、委託事務の管理及び執行について適用される小山市の条例等が制定され、又は改廃されたときは、直ちに栃木市長に通知しなければならない。

2 栃木市長は、前項の規定による通知を受けたときは、直ちに当該条例等を公表しなければならない。

（補則）

第9条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、小山市長及び栃木市長が協議の上、定めるものとする。

附 則

1 この規約は、平成29年10月1日から施行する。

2 栃木市長は、この規約の告示の際、併せて委託事務に関する小山市の条例等が、栃木市に適用される旨及びこれらの条例等を公表するものとする。

3 委託事務の全部又は一部を廃止する場合は、当該委託事務の管理及び執行にかかる収支は、廃止の日をもってこれを打切り、小山市長がこれを決算する。この場合において、決算に伴って生ずる剰余金は、速やかに栃木市に還付しなければならない。

別表1

○土地

番号	土地の所在	地目	地積 (㎡)	栃木市持分
1	小山市大字下河原田字星ノ宮637番5	宅地	323.00	10000分の2909
2	小山市大字下河原田字星ノ宮637番6	宅地	115.00	
3	小山市大字下河原田字中825番1	宅地	4,957.00	
4	小山市大字下河原田字中826番1	宅地	4,940.00	
5	小山市大字下河原田字中827番1	宅地	729.43	
6	小山市大字下河原田字中828番1	宅地	6,879.00	
7	小山市大字下河原田字中829番1	宅地	334.00	
8	小山市大字下河原田字中830番1	宅地	5,234.00	
9	小山市大字下河原田字中831番1	宅地	3,951.00	
10	小山市大字下河原田字中832番1	宅地	4,404.00	
11	小山市大字下河原田字中832番2	宅地	384.00	
12	小山市大字下河原田字中832番3	宅地	665.00	
13	小山市大字下河原田字中833番1	宅地	908.00	
14	小山市大字下河原田字中834番1	宅地	56.34	
15	小山市大字下河原田字中834番4	宅地	121.92	
16	小山市大字下河原田字中835番1	宅地	102.89	
17	小山市大字下河原田字中837番1	宅地	3,644.00	
18	小山市大字下河原田字中838番1	宅地	1,359.00	
19	小山市大字下河原田字中839番1	宅地	628.00	
20	小山市大字下河原田字今宮841番2	宅地	392.21	
21	小山市大字下河原田字今宮842番1	宅地	219.08	
22	小山市大字下河原田字今宮843番2	宅地	286.96	
23	小山市大字下河原田字川福地915番3	宅地	61.29	
24	小山市大字下河原田字川福地915番4	宅地	525.66	
25	小山市大字下河原田字川福地915番5	宅地	105.00	
26	小山市大字下河原田字川福地916番1	宅地	4,742.00	
27	小山市大字下河原田字川福地917番1	宅地	2,848.00	
28	小山市大字下河原田字川福地917番2	宅地	1,125.00	
29	小山市大字下河原田字川福地929番	宅地	6,837.00	
30	小山市大字下河原田字川福地930番1	宅地	516.93	
31	小山市大字下河原田字川福地930番2	宅地	260.83	
32	小山市大字下河原田字川福地930番3	宅地	296.80	
33	小山市大字下河原田字川福地930番4	宅地	8.80	
34	小山市大字下河原田字川福地930番5	宅地	4.00	

番号	土地の所在	地目	地積 (㎡)	栃木市持分
35	小山市大字下河原田字川福地931番1	宅地	3,380.00	10000分 の2909
36	小山市大字下河原田字川福地932番	宅地	131.00	
37	小山市大字下河原田字川福地949番1	宅地	3,488.00	
38	小山市大字下河原田字川福地950番1	宅地	2,276.00	
39	小山市大字下河原田字川福地950番2	宅地	2,903.00	
40	小山市大字下河原田字川福地952番1	宅地	789.00	
41	小山市大字下河原田字川福地952番2	宅地	341.00	
42	小山市大字下河原田字川福地952番3	宅地	341.00	
43	小山市大字下河原田字川福地953番1	宅地	5,100.00	
44	小山市大字下河原田字川福地953番2	宅地	738.00	
45	小山市大字下河原田字川福地954番	宅地	5,072.00	
46	小山市大字下河原田字川福地957番	宅地	5,088.00	
47	小山市大字下河原田字川福地958番	宅地	2,558.00	
48	小山市大字下河原田字川福地959番	宅地	493.00	
49	小山市大字下河原田字川福地960番1	宅地	777.00	
50	小山市大字下河原田字川福地960番2	宅地	397.66	
51	小山市大字下河原田字川福地960番3	宅地	567.00	
52	小山市大字下河原田字川福地960番4	宅地	396.00	
53	小山市大字下河原田字川福地960番5	宅地	161.00	
54	小山市大字下河原田字川福地960番6	宅地	136.00	
55	小山市大字下河原田字川福地961番1	宅地	2,546.00	
56	小山市大字下河原田字川福地961番2	宅地	4,006.00	
57	小山市大字下河原田字川福地962番	宅地	3,884.00	
58	小山市大字下河原田字川福地963番	宅地	1,486.00	
59	小山市大字下河原田字川福地964番	宅地	1,106.00	
60	小山市大字下河原田字川福地965番1	宅地	2,808.00	
61	小山市大字下河原田字川福地966番1	宅地	2,394.00	

別表2

○主である建物

建物の所在	小山市大字下河原田字川福地 954番地、916番地1、917番地1、929番地、930番地3、931番地1、949番地1、953番地1、953番地2、957番地、958番地、960番地1、960番地3、960番地5、961番地1、962番地、963番地 小山市大字下河原田字中 828番地1、829番地1、830番地1、837番地1
-------	---

家屋番号	種類	構造	床面積 (㎡)	栃木市持分
954番	市場・事務所	鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき3階建	1階 13,632.74 2階 4,404.07 3階 1,183.05	10000分の2909

○附属建物

符号	種類	構造	床面積 (㎡)	栃木市持分
1	市場・事務所	鉄骨造陸屋根・亜鉛メッキ鋼板ぶき2階建	1階 1,765.25 2階 458.00	10000分の2909
2	守衛所	鉄筋コンクリート造 コンクリート板ぶき 平家建	30.00	
3	車庫	鉄筋コンクリート造 亜鉛メッキ鋼板ぶき 平家建	48.00	
4	冷蔵倉庫	鉄骨造コンクリート 板ぶき平家建	1,087.50	
5	冷蔵倉庫	鉄骨造コンクリート 板ぶき平家建	105.00	
6	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	105.00	
7	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	105.00	
8	作業所	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	108.99	
9	倉庫	鉄骨造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	210.00	
10	ゴミ集積所	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	120.00	
11	ゴミ集積所	コンクリートブロック造亜鉛メッキ鋼板ぶき平家建	20.75	
12	機械室	鉄筋コンクリート造コンクリート板ぶき平家建	53.25	
13	便所	コンクリートブロック造コンクリート板ぶき平家建	35.04	
14	便所	コンクリートブロック造コンクリート板ぶき平家建	35.04	

○設備

種類	設備の所在	数量	栃本市持分
青果部冷蔵庫機械設備	附属建物 符号5 冷蔵倉庫	一式	10000分の2909
花き部冷蔵庫機械設備	附属建物 符号1 市場・事務所	一式	
水産物部冷凍庫機械設備	附属建物 符号4 冷蔵倉庫	一式	
せり機械設備	附属建物 符号1 市場・事務所	一式	
電気通信設備	主である建物市場・事務所 1階、2階、3階 附属建物 符号1市場・事務所 1階、2階	一式	
給排水設備	同上	一式	
冷暖房設備	主である建物市場・事務所 2階、3階 附属建物 符号1市場・事務所 2階	一式	
ガス設備	主である建物市場・事務所 1階、2階、3階 附属建物 符号1市場・事務所 1階、2階	一式	
衛生設備	同上	一式	
消火設備	同上	一式	

○附属施設

名称	附属施設の所在	構造	数量	栃本市持分
青果配送所棟	小山市大字下河原田字川福地962番	鉄骨平屋建	225㎡	10000分の2909
水産配送所棟	小山市大字下河原田字川福地917番1	鉄骨平屋建	225㎡	
自転車置き場	小山市大字下河原田字川福地949番1	鉄骨平屋建	30㎡	
受水槽	小山市大字下河原田字川福地917番1	FRP	20㎡	
浄化槽	小山市大字下河原田字川福地962番	鉄筋コンクリート造	560人槽	
門扉	小山市大字下河原田字川福地960番1	鋼製引戸 H=1.5m	W=24.0m	
門扉	小山市大字下河原田字中830番1	鋼製引戸 H=1.5m	W=24.0m	
柵	小山市大字下河原田字川福地915番4 外14筆 小山市大字下河原田字中825番1外15筆 小山市大字下河原田字今宮841番2外1筆 小山市大字下河原田字星ノ宮637番5外1筆	メッシュフェンス H=1.5m	L=1,323m	
場内舗装	小山市大字下河原田字川福地954番外31筆 小山市大字下河原田字中826番1外8筆	アスファルト舗装 t=40mm	29,520㎡	
場内舗装	小山市大字下河原田字川福地949番1、950番1、953番2、954番	インターロッキング舗装 t=60mm	662㎡	

人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

平成29年6月9日提出

栃木市長 鈴木俊美

住 所 栃木市都賀町大柿1175番地1

氏 名 田中 光重

生年月日 昭和21年11月21日